

令和8年6月25日

食品表示の適正化に向けた夏期一斉取締りについて

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法等の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

2 夏期一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところです。例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

1. 実施時期：令和8年7月1日から同月31日
2. 食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項
 - (1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起
 - (2) 外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進
 - (3) 特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い
 - (4) 原産地及び原料原産地名表示の適正化
 - (5) カンピロバクター食中毒対策の推進
3. 食品関連事業者等に対する啓発
 - (1) 経口補水液と誤認されるおそれのある表示への周知啓発

(2) その他

本件に関する問合せ先
消費者庁食品表示課食品表示対策室
吉田、倉重
TEL : 03(3507)8800 (代表)
H P : <https://www.caa.go.jp/>

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿消費者庁次長
(公印省略)令和8年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る
夏期一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第22条第1項の規定に基づき定められた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成15年厚生労働省告示第301号）第3の6に基づき、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを行うこととしましたので、下記のとおり、監視指導等を実施するようお願いします。

実施計画の策定に当たっては、貴管轄下の実情に応じて実行可能な範囲で、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に定める表示事項（食品表示法第6条第8項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第7条第1項に定める事項に係るものに限る。）の遵守及び食品衛生法第20条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する監視指導を組み込んでいただくようお願いします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. 実施期間

令和8年7月1日（水）から7月31日（金）まで

ただし、都道府県等において、上記のほかに期間を定めて夏期一斉取締りを実施することは差し支えない。

2. 食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項

- (1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起
- (2) 外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進
- (3) 特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い
- (4) 原産地及び原料原産地名表示の適正化
- (5) カンピロバクター食中毒対策の推進

3. 食品関連事業者等に対する啓発

- (1) 経口補水液と誤認されるおそれのある表示への周知啓発
- (2) その他

4. 実施にあたっての留意事項

別添1のとおり

5. 結果の報告

監視指導の結果については、別添2の記入要領に基づき別添3の報告様式により、令和8年9月30日（水）までに消費者庁食品表示課長宛て報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

消費者庁食品表示課食品表示対策室 担 当：吉田、倉重 電 話：03-3507-8800（代表） （内線：2544、2601）

令和 8 年度食品衛生法等に基づく食品等の表示に係る
夏期一斉取締りに関する留意事項

I 目的

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第 3 の 6 に基づき、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が実施する夏期一斉取締りについては、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）による執行体制の下で、食品等の表示の信頼性の確保を目的として実施するものとする。

II 方法

販売施設を中心に、食品等の表示について点検し、食品表示法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に定める表示事項（第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第 7 条第 1 項に定める事項に係るものに限る。）及び食品衛生法第 20 条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する違反の発見及び排除に努め、「都道府県等食品衛生監視指導計画」に基づき適切に立入検査及び収去検査を実施すること。

なお、実施に当たっては、以下の項目に留意して取り組むこと。

1. 食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項

(1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起

食品表示法に基づく自主回収について、令和 7 年度の届出状況を消費者庁ウェブサイトにおいて公表しており、件数としては 1,745 件であった。届出件数のうち、喫食により重篤な健康被害等の原因となり得る可能性が高い CLASS I の分類が 7 割を超えており、回収理由についてはアレルギー及び期限表示の不備が全体の 9 割を占め、発生原因としては誤入力・入力漏れと貼り間違いを合わせて 8 割という結果であることから、特にこれらの不適正表示が発生しないよう注意喚起すること。

また、業種別の届出件数は販売業者（スーパー）と製造業者が全体の約 8 割を超えていることから、表示ミスが起りやすい点をまとめた啓発リーフレットを用いて、それぞれの現場において適正な表示が行われるよう食品関連事業者等への周知を図ること。

(2) 外国人向け輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進

食品表示法に基づく食品表示基準において、国内で販売される生鮮食品及び加工食品には邦文での名称や原産地、原材料等の表示が義務付けられているところ、主に国内在住の外国人向け輸入食材店にて、これらの事項を十分理解せず食品の販売を行っている事例が確認されていることから、輸入食材店に対する食品

表示の監視・指導を徹底すること。

また、食品表示法の周知に当たり、外国語表記のリーフレットを活用し、周知啓発を図ること。

(3) 特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱い

カシューナッツについて、「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究」(以下「全国実態調査」という。)における症例数等を踏まえ、令和8年4月1日に食品表示基準を改正し、特定原材料として新たに追加した。

については、食品関連事業者等に対し、原材料・製造方法の再確認、原材料段階における管理や「食品表示基準について」(平成27年3月30日付け消食表第139号)の「別添 アレルゲンを含む食品に関する表示」に基づき、速やかに表示を行うよう周知をすること。

なお、2年間の経過措置期間を設けているが、可能な限り速やかに表示に努めるよう周知をすること。

また、ピスタチオについて、全国実態調査において症例数が継続して相当数みられることを踏まえ、令和8年4月1日に特定原材料に準ずるものとして新たに追加したことから、速やかに表示をするよう周知をすること。

(4) 原産地及び原料原産地名表示の適正化

令和7年度における食品表示法に基づく指示・公表の実績は、国や都道府県等全体で20件となっており、そのうちの15件が原産地及び原料原産地名(以下「原産地等」という。)の表示違反となっているところ、事実と異なる原産地等を表示して販売する行為は、食品表示制度に対する消費者の信頼を揺るがしかねないことから、これらの被疑を確認した場合には、食品関連事業者等に対する適切な指導を徹底すること。

(5) カンピロバクター食中毒対策の推進

カンピロバクター食中毒は、日本で発生している細菌性食中毒の中で、近年、発生件数が最も多く、令和7年においても事件数220件、患者数1,226人(厚生労働省公表食中毒統計)であったこと、また「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli* ～(改訂版)」(令和3年6月内閣府食品安全委員会公表)において、「国内の食鳥と体や市販鶏肉の汚染状況及び食中毒発生状況を考慮すると、加熱用の鶏肉が、生食又は加熱不十分な状態で喫食されないよう、リスク管理機関は、食鳥処理場から出荷される鶏肉について、飲食店営業者が客に提供する際に加熱が必要である旨を表示等で確実に情報伝達すること及び食中毒発生時の再徹底を一層強めていくべきである。」と示されていることに鑑み、カンピロバクター食中毒の予防対策について、引き続き、加熱が必要である旨の確実な情報伝達等により、加熱用の鶏肉等が生食又は加熱不十分で提供されることのないよう、「鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために」の啓発パンフレット等を活用し、食品衛

生部局と連携しつつ、食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

2. 食品関連事業者等に対する啓発

(1) 経口補水液と誤認されるおそれのある表示への周知啓発

経口補水液については、特別用途食品制度における個別評価型病者用食品として許可されたもの以外に、あたかも病者用食品であるかのように表示している事例が確認されたため、令和5年5月に特別用途食品の許可基準型病者用食品に「経口補水液」の区分を新設した。

これに合わせ、「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（令和5年5月19日消食表第245号消費者庁食品表示企画課長通知、最終改正：令和6年12月10日付け消食表第1078号）を発出し、「経口補水液」と表示している既存の清涼飲料水の取扱いについては、許可基準型の表示許可を取得するなど、必要な対応を令和7年5月末までの間に講ずることについて周知を図った。その後、令和6年12月10日に健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）を一部改正し、経口補水液と表示する商品については、表示許可を取得すべきことを法令上に位置づけた（令和7年6月1日施行）。特別用途食品の許可を得ずに「経口補水液」と表示を行っている食品関連事業者等を確認した場合には、食品表示課保健表示室まで連絡すること。

さらに、上記通知の記中の5.に示す、販売店等における陳列等については、「特別用途食品「経口補水液」販売時における陳列・掲示について」（令和5年11月20日付け消費者庁食品表示企画課事務連絡）により、一般社団法人日本チェーンドラッグ協会からの陳列・掲示方法を連絡したところである。販売店舗等において、特別用途食品として許可を受けた経口補水液を清涼飲料水と区別せず同一の棚に陳列して販売するなど、誤認させない方法と異なる陳列・掲示を行っていることを把握した際は、上記事務連絡を参考にし、販売店舗等に対して誤認させないための陳列・掲示方法を周知すること。

(2) その他

機能性表示食品については、令和7年12月に新しく作成・公表した消費者向け及び事業者向けのパンフレットを活用して、消費者が適切に商品選択をできるよう周知啓発を図ること。

遺伝子組換え食品に関する表示制度については、「遺伝子組換えでない」表示の要件の見直しに関する改正が行われ、令和5年4月に施行されたことを踏まえ、制度内容の正確な理解に基づき適正な表示が行われるよう、遺伝子組換え表示制度パンフレットの活用等により、食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を踏まえて、食品の特性等に応じて、科学的・合理的な根拠に基づく期限及び安全係数の設定を自ら考えて行うよう食品関連事業者等への周知啓発を図ること。

食物アレルギーに関する情報提供の重要性について、より広く事業者等に認知

いただき、外食・中食事業者には対応可能な範囲で取組を推進してもらうため、「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材」を活用して、事業者等に対して可能な限りより一層の周知啓発を図ること。

III 処分等

1. 立入検査、収去検査等の結果、食品表示法をはじめとした関係法令等に違反する事実が認められた場合は遅滞なく厳正な処分を行うとともに、その他必要な措置を講ずること。その際、極力その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微な場合であって直ちに改善が図られるもの以外の表示違反については書面にて改善指導を行い、具体的な違反内容や指導内容等の立入検査結果の記録を適切に行うこと。さらに、改善指導の内容が確実に実施されるよう、後日速やかに現地確認を行い、その記録を適切に行うこと。
また、食品種類別の検査品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うこと。
2. 立入検査において、事実関係の確認が必要な場合には、当該事業者に対し、必要に応じて、食品表示法第8条又は食品衛生法第28条の規定に基づき、報告徴収、質問及び収去を行うこと。
また、当該報告について虚偽の報告がなされたことが判明した場合や検査を拒んだ場合などは、食品表示法第21条又は食品衛生法第85条に照らして厳正に対処すること。
3. 食品表示基準及び食品衛生法第20条（虚偽表示等の禁止）の違反等に係る悪質な事例については、刑事告発も含めた必要な措置を講ずること。
4. 必要に応じ、「食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」、「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針」及び「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」も踏まえ、違反業者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めること。
5. 表示違反のある食品の製造所所在地が他の都道府県等にある場合（輸入食品等の違反を発見し、輸入者が他の都道府県等に所在する場合を含む。）には、直ちに当該都道府県等へその調査結果及び措置について通報し、その事後措置等についても相互の連絡を密にして対応するとともに、通報を行った内容、日時等について適切に記録すること。また、表示違反のある食品が他の都道府県等において販売されている事実が判明した場合も同様の措置を講ずること。
6. 景品表示法等の他法令に違反する表示を発見した場合は、直ちに関係行政機関に対し情報提供を行うとともに、情報提供を行った内容、日時等について適切に記

録すること。

7. 一般消費者等から提供を受けた疑義情報については、その事実確認等を行った上で、現地確認を迅速に行うとともに、他の都道府県等や関係行政機関へ回付すべき情報についても、迅速に回付すること。さらに、これらの対応について、適切に記録すること。
8. 食品表示基準又は食品衛生法第 20 条の規定に違反する食品等に関する事案であって、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定に該当する場合には、「食品衛生法第 19 条及び第 20 条に違反する事例の報告について」に沿って、消費者庁消費者安全課へ通知を行うこと。

IV 結果の報告

監視指導の結果については、別添 2 の記入要領に基づき、別添 3 の報告様式により令和 8 年 9 月 30 日（水）までに、消費者庁食品表示課長宛てに、メールで報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

V その他

本留意事項は、夏期一斉取締りの実施に当たっての基本的事項のみを示しているため、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づき、適宜事項を追加して実施して差し支えない。

また、監視指導に当たっては、関係部局への情報提供や連携を十分に確保し、必要に応じて消費者庁その他の関係行政機関と連携して食品等の表示に係る調査や立入検査を同時に実施すること。特に、食中毒等の健康被害事案に関連し、原産地表示等の食品表示法の規定に係る遡及確認等が生じた場合には、被害拡大及び再発防止の観点から、速やかに関係部署及び関係機関が連携して調査等を実施すること。

【参考情報】 関連通知、ホームページ等

<p>アレルギーを含む食品</p>	<p>「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号、最終改正：令和 8 年 4 月 1 日付け消食表第 237 号）の「別添 アレルギーを含む食品に関する表示」 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_260401_10.pdf</p> <p>「アレルギーを含む食品に関する表示について」（令和 8 年 4 月 1 日付け事務連絡） https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_260401_03.pdf</p>
<p>外食・中食における食物アレルギー</p>	<p>「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号、令和 3 年度一部改正） https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010380&dataType=0&pageNo=1</p> <p>「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る啓発資材の活用について（協力依頼）」（令和 5 年 3 月 23 日付け消食表第 129 号及び 4 新食第 2930 号）</p> <p>「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る動画教材の活用について（協力依頼）」（令和 6 年 3 月 28 日付け消食表第 108 号及び 5 新食第 2867 号）</p> <p>「外食・中食における食物アレルギーに関する情報提供に係る動画教材の活用について（協力依頼）」（令和 7 年 6 月 26 日付け消食表第 483 号及び 7 新食第 802 号）</p> <p>（参考）外食・中食に係る啓発資材一式</p> <p>①ポスター https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_01.pdf</p> <p>②リーフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_230324_02.pdf</p> <p>③外食・中食事業者向けパンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_04.pdf</p> <p>④消費者向けパンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_02.pdf</p>

	<p>⑤動画周知用リーフレット</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_240509_01.pdf</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/efforts/assets/food_labeling_cms204_250626_02.pdf</p>
期限表示	<p>「食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）」（平成15年8月29日付け食安発第0829001号別添）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6124&dataType=1&pageNo=1</p> <p>「食品期限表示の設定のためのガイドライン」（令和7年3月28日付け公表（「食品表示基準Q&A」（平成27年3月30日付け消食表第140号）別添）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_250328_1029.pdf</p>
食品添加物	<p>「食品表示基準について」（平成27年3月30日付け消食表第139号、最終改正：令和8年4月1日付け消食表第237号）の「別添 添加物1-6 容器包装に入れないで販売される食品のうち、添加物の表示を要する添加物一覧」</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_260401_09.pdf</p>
特定保健用食品	<p>「特定保健用食品に関する質疑応答集について」（平成28年1月8日付け消食表第5号、最終改正：令和6年12月10日付け消食表第1080号）の「表示の適正化について」</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_20250801_01.pdf</p> <p>「特定保健用食品の表示許可等について」（平成26年10月30日付け消食表第259号、最終改正：令和7年4月23日付け消食表第357号）の「別添1 特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_specified_health_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_20250423_01.pdf</p>
特別用途食品（特定保健用食品を除く）	<p>「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日付け消食表第296号、最終改正：令和6年12月10日付け消食表1028号）の「別添1 特別用途の食品表示許可基準」及び「別添3 特別用途食品の取扱い及び指導要領」</p>

	<p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_241210_08.pdf</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_241210_10.pdf</p>
	<p>「特別用途食品に関する質疑応答集について」（平成 31 年 3 月 26 日付け消食表第 105 号、最終改正：令和 7 年 6 月 30 日付け消食表第 513 号）の「表示の適正化について」</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/notice/assets/food_labeling_cms206_250630_11.pdf</p>
	<p>「特別用途食品たる経口補水液と誤認されるおそれのある表示について」（令和 5 年 5 月 19 日付け消食表第 245 号、最終改正：令和 6 年 12 月 10 日付け消食表第 1078 号）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/assets/food_labeling_cms206_241210_20.pdf</p>
機能性表示食品	<p>「消費者の皆様へ 機能性表示食品を利用するためのポイントをご存じですか？」（パンフレット）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/assets/food_labeling_cms205_251225_01.pdf</p>
	<p>「食品関連事業者の方へ 機能性表示食品制度を知って正しく届出しよう！」（パンフレット）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/assets/food_labeling_cms205_251225_02.pdf</p>
健康食品の虚偽誇大表示等	<p>「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）」（平成 15 年 8 月 29 日付け薬食発第 0829007 号、最終改正：令和 2 年 4 月 1 日付け消表対第 431 号）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0003.pdf</p>
	<p>「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」（平成 15 年 8 月 29 日付け食安基発第 0829001 号及び食安監発第 0829005 号、最終改正：令和 2 年 4 月 1 日付け消表対第 433 号）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0005.pdf</p>

	<p>「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」 (平成 28 年 6 月 30 日消費者庁公表、令和 4 年 12 月 5 日一部改定) https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_241001_01.pdf</p>
	<p>「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(冊子)」(平成 28 年 6 月 30 日公表、令和 4 年 12 月 5 日一部改定) https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/assets/representation_cms213_230131_01.pdf</p>
指定成分等含有食品	<p>プエラリア・ミリフィカ等、特別の注意を要する成分等を含む食品(指定成分等含有食品)等に係る食品表示基準の施行について(令和 2 年 6 月 1 日) https://www.caa.go.jp/notice/entry/020134/</p>
遺伝子組換え食品	<p>遺伝子組換え表示制度パンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/assets/food_labeling_cms201_240401_02.pdf</p>
魚介類及びその加工品	<p>「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(平成 13 年 6 月 7 日付け食発第 170 号) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta6135&dataType=1&pageNo=1</p>
原料原産地	<p>加工食品の原料原産地表示パンフレット https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/assets/food_labeling_cms201_260323_02.pdf</p> <p>加工食品の原料原産地表示制度に関する動画 https://youtu.be/4Cz1ChbY_tU?si=aEggJTX1J71PPfs0</p>
卵及びその加工品	<p>「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」(平成 10 年 11 月 25 日付け生衛発第 1674 号) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5686&dataType=1&pageNo=1</p> <p>「鶏卵の適正な期限表示の設定等について」(平成 16 年 1 月 30 日付け食安監発第 0130002 号)</p>
生食用食肉	<p>「生食用食肉等の安全性確保について」(平成 10 年 9 月 11 日付け生衛発第 1358 号、最終改正:平成 13 年 5 月 24 日付け食発第 157 号) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta5931&dataType=1&pageNo=1 (生食用馬肉が対象)</p> <p>「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」(平成 23 年 9 月 12 日付け食安発 0912 第 7 号) https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/110916_01.pdf (生食用</p>

	<p>牛肉（内臓を除く）が対象)</p> <p>「食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令について」（平成 23 年 9 月 22 日付け消食表第 402 号）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/notice/pdf/syokuhin708.pdf</p>
鶏肉（カンピロバクター）	<p>「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成 29 年 3 月 31 日付け生食監発 0331 第 3 号及び消食表第 193 号）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000159937.pdf</p> <p>（啓発パンフレット：鶏肉によるカンピロバクター食中毒を発生させないために）</p> <p>https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labeling_cms203_260518_03.pdf</p>
ハチミツ（乳児ボツリヌス病）	<p>「乳児ボツリヌス症の予防対策について」（昭和 62 年 10 月 20 日付け健医感第 71 号、衛食第 170 号、衛乳第 53 号及び児母衛第 29 号）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta4902&dataType=1&pageNo=1</p> <p>（啓発パンフレット：ハチミツ及びハチミツを含む食品には「1 歳未満の乳児には与えないで下さい。」とわかりやすい表示が必要です。）</p> <p>https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labeling_cms203_241011_01.pdf</p>
容器包装詰低酸性食品	<p>（啓発パンフレット：容器包装詰低酸性食品でボツリヌス食中毒を発生させないために）</p> <p>https://www.caa.go.jp/publication/pamphlet/assets/food_labeling_cms203_240517_01.pdf</p>
食品表示法に基づく自主回収の届出	<p>食品表示法に基づく自主回収の届出状況 （令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月末日）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/assets/food_labeling_cms203_260514_01.pdf</p> <p>「食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく食品の自主回収の届出について」の一部改正について（令和 7 年 5 月 13 日付け消食表第 372 号）</p> <p>「食品表示法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく食品の自主回収の届出に係る電子申請システムへの入力要領及び記載要領に関する留意事項について」の一部改正について（令和 7 年 5 月 13 日付け消食表第 379 号）</p>

	<p>自主回収の届出を食品関連事業者等に周知しているリーフレット（事業者の皆さまへ、消費者の皆さまへ）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001#amendment_005</p>
	<p>啓発リーフレット</p> <p>その食品表示、大丈夫？ ～製造業の皆様へ～</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/assets/food_labeling_cms203_260514_02.pdf</p> <p>その食品表示、大丈夫？ ～販売業（スーパー）の皆様へ～</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_recall/assets/food_labeling_cms203_260514_03.pdf</p>
製造所固有記号	<p>製造所固有記号制度について</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pdf/food_labeling_cms204_200928_01.pdf</p>
日本版包装前面栄養表示	<p>日本版包装前面栄養表示ガイドライン（令和8年2月）</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/contents_001/assets/food_labeling_cms206_260219_11.pdf</p>
輸入食材店で販売されている食品表示の適正化等の推進	<p>日本国内で食品を販売する方への食品表示制度啓発リーフレット（多言語翻訳版）</p> <p>英語版</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260511_01.pdf</p> <p>中国語版</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260603_01.pdf</p> <p>韓国語版</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260603_02.pdf</p> <p>ベトナム語版</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/pamphlets/assets/food_labeling_cms203_260603_03.pdf</p>

<p>処分・公表</p>	<p>「食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」(平成27年3月20日付け消食表第103号、課酒5-8及び26消安第6411号)</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin1.pdf</p> <p>「食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」(平成27年3月20日付け消食表第103号、課酒5-8及び26消安第6411号)</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin1.pdf</p> <p>「食品表示法第6条第8項の規定に基づく命令等の指針」(平成27年3月20日付け消食表第109号)</p> <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/150320_shishin2.pdf</p> <p>食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」(平成18年5月29日付け食安発第0529004号)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3104&dataType=1&pageNo=1</p> <p>「食品衛生法第19条及び第20条に違反する事例の報告について」(平成21年11月2日付け事務連絡)</p>
<p>消費者庁ウェブサイト</p>	<p>消費者庁ウェブサイト</p> <p>https://www.caa.go.jp/</p>